

会員各位

2018年5月21日

NPO法人さめうらプロジェクト会費等改正について

この度、当法人総会にて、会費等の改正について以下のとおり承認されました。
湖面利用規則施行から14年目を迎え、さめうら湖の利用は多種多様化し当法人の業務も多角化しております。よって、湖面利用の円滑化、財政状況の長期的安定性・運営体制の健全化等を図るため、会費等の見直しに踏み切ることとなりました。

改正後の額は、2018年7月1日から適用となります。

何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 会費

※2018年7月1日から

種別	現行	改正	備考
正会員（個人）	6,000	8,000	年/1名あたり
正会員（団体）	10,000	14,000	年/1団体（2名まで）
賛助会員	1,000	1,000	1口・上限なし
特定会員	0	0	顧問・相談役
湖面利用 A	4,000	6,000	年/1名あたり
湖面利用 B	2,000	2,500	年/1名あたり
湖面利用 C	1,500	2,500	月/1名あたり

2. 各種手数料など

※2018年7月1日から

種別	現行	改正	備考
船舶登録（環境対策又はエンジン無し）	1,050	4,000	1艇あたり
船舶登録（環境対策エンジンでない）	5,250	6,000	1艇あたり
船舶名義変更	0	3,000	1艇あたり
大会調整	1,500	1,500	1名あたり
取材調整	1,050	2,000	1件あたり
再発行（会員証・ステッカー）	1,050	2,000	1件あたり

<補足>

※7月1日（日）から適用とは、口座振込は当指定口座銀行受理日が7月1日以降（会員が入金した日ではない）、現金書留は当事務所の受取日が7月1日以降、現金払いは当事務所または取扱店の受取日時が7月1日午前0時以降となります。

※今後も段階的に会費等は上がる可能性があります。

特定非営利活動法人さめうらプロジェクト
〒781-3521高知県土佐郡土佐町田井181番地
Tel.0887-70-1541 Fax.0887-70-1542 info@lovesameura.com